

令和元年度 一戸建ての空き家に関する区調査 集計結果

令和2年1月 裾野市建設部まちづくり課

平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)」が全面施行されました。この背景には、人口減少・少子高齢化時代を迎えて空き家が増加し、適切な管理が行われず、そのまま放置すれば倒壊など地域の環境や安全を脅かす可能性があるものが増加したことがあります。

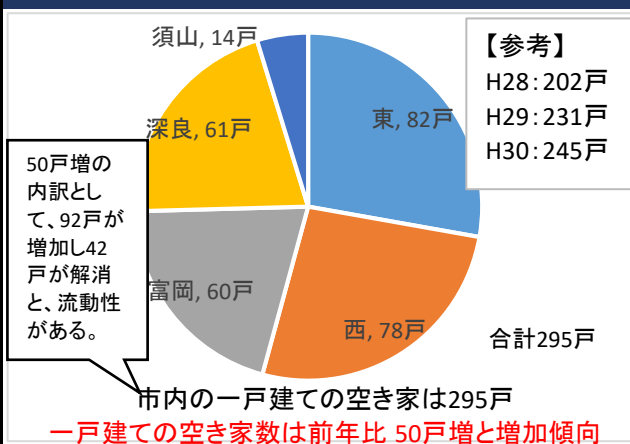
このような中、市内にある空き家の実態を把握するため、平成27年度から毎年、区(区長)の皆様のお力をお借りして、空き家の調査を実施しており、この場をお借りして御礼申し上げます

この度、令和元年度の集計結果がまとまりましたので報告します。

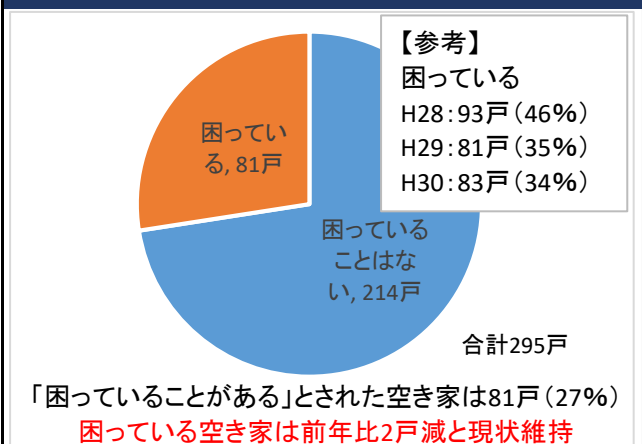
【調査概要】

- 対象地区: 市内77区(管理者のある別荘地および一戸建て住宅がない8区を除く)
- 調査期間: 令和元年10月～11月(約2ヵ月)
- 調査建物: おおむね1年以上利用されていない、一戸建ての空き家
- 調査方法: 区長宛に文書にて依頼し、まちづくり課または支所へ提出
- 回答率: 100%

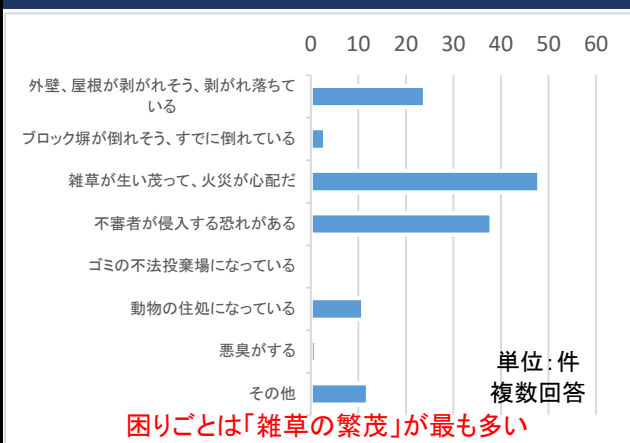
(1) 地区別の一戸建ての空き家数



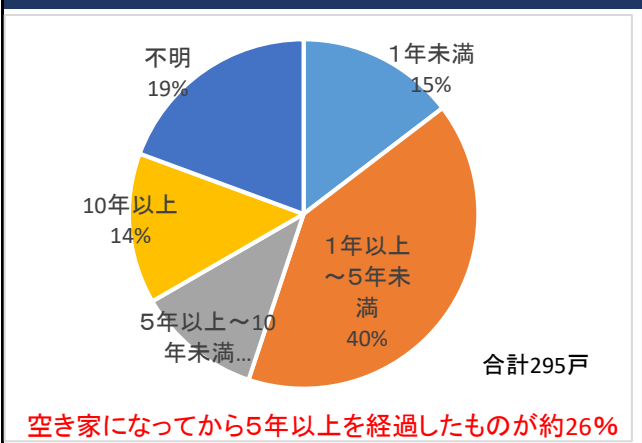
(2) その空き家について、困っていることはありますか



(3) 困っている具体的な内容は何ですか？



(4) 空き家になってからの時期



【今後の対応】

空家法では、「空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家等の適切な管理に努めるものとする」とされ、所有者等が空家等を適切に管理する第一義的な義務を負うと規定しています。また、所有している建物が原因で他人に損害を及ぼした場合、不法行為に基づく損害賠償責任を負うこととなります。

しかしながら、近隣住民等が所有者等へ適正な管理を依頼しても対応がなされなかったり、所有者等の連絡先が判らず苦慮しているケースも増加しています。

このため、「困っていることがある」と記載された空き家については、職員が「調査票」を用いて判定、地域への影響が大きいものに対しては、空家法の権限を活用して所有者等の所在地を特定し、市から所有者等に対して空き家の不良状況を伝え、改善を要請、適切な管理を行うよう助言・指導を行います。